

<農機具更新共済重要事項説明書>

この説明書は、農機具更新共済への加入に当たり、加入される皆さんにあらかじめ御承知いただきたい契約上の重要事項を整理したものです。加入申込みの際、よくご覧願いますとともに、この説明書で分かりにくい点、また、詳細については広島県北部農業共済組合（以下「組合」といいます。）にお問い合わせ下さい。

1. 加入申込みと契約の成立

農機具更新共済の契約は、加入される方が別途定めている農機具更新共済加入申込書（以下「加入申込書」といいます。）に、必要事項を記入・捺印して組合に申し込み、組合がその申し込みを受諾したときに成立します。

なお、加入申込書には、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なるときには、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に留意願います。

加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかに組合にご連絡下さい。

2. 契約額の締結

契約額（以下「共済金額」といいます。）は、加入申込みのときに加入される方が農機具1台ごとに申し出た金額ですが、その上限は1,000万円です。

なお、共済金額がその農機具の価値（以下「新調達価額」といいます。）を超えている場合には、超えた部分の共済金額は無効の扱いとなりますので留意願います。

また、農機具の買い替え資金を積み立てるための減価共済金額は、共済金額若しくは経年減価額のいずれか低い額の範囲内で加入者が申し出た金額です。

3. 共済責任の開始及び共済責任期間

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます。）は、加入される方が初年度分の掛金を組合に納めた日の午後4時から開始しますが、掛金を納入しても共済責任の開始日を加入申込書に指定している場合は、その日からとなります。

また、契約に基づいて補償する期間（以下「共済責任期間」といいます。）は、共済責任開始日の午後4時から末日の午後4時までとなっており、原則3年以上です。

翌年度以降の掛金は、責任開始の月日に応答する翌年度以降の月日までに納入いただくこととなりますが、14日間の猶予期間（この猶予期間中に共済事故が発生した場合、支払う共済金から掛金に相当する額を差引くことになっております。）があります。この猶予期間を過ぎても掛金の払込みがないとき、共済関係は失効し、共済事故が発生しても共済金は支払えないこととなりますので留意願います。

4. 共済事故

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」とい

います。)は、次のとおりとなっています。

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取・き損、獣害、第三者による不可抗力のき損

衝突・接触・墜落・転覆、異物の巻き込み

台風・暴風雨・洪水等による風水害、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらの事故に類する自然災害(ただし、地震・噴火・津波を除きます。)による損害

5. 共済金の支払い額

農機具更新共済では、加入した農機具が共済事故によって損害を被ったとき次の共済金をお支払いするほか、共済責任が満了したときには減価共済金をお支払いします。

(1) 災害共済金

災害共済金とは、共済事故による損害に対してお支払いする共済金であり、農機具の評価額と共済金額の水準に比例して災害共済金が算定されます。

(2) 臨時費用共済金(臨時費用担保特約を付帯した場合のみ)

臨時費用共済金は、加入申込みの際、臨時費用担保特約を付帯する旨を申し出て契約したとき、災害共済金のほかに支払われる共済金です。その内訳として次の2つの共済金があります。

臨時費用共済金

共済事故により臨時に出費するであろう費用をお支払いする共済金です。

傷害費用共済金

加入者及びその親族等が、共済事故によって死亡若しくは共済約款に定める後遺障害を被ったとき、または30日以上入院加療が必要となったときにお支払いする共済金です。

6. 損害額の削減

共済事故による損害額は、次の場合削減がありますのでご留意願います。

格納中の事故以外の共済事故による損害の場合

共済事故による損害発生の通知が、事故発生日から11日以上経過した場合

7. 復旧義務

共済事故により加入した農機具が損害を被った場合、その農機具は1年以内に復旧しなければなりません。復旧しなかった場合には災害共済金が削減されることとなりますので留意願います。

8. 支払い共済金の分担

共済金の支払いに当たり、加入した農機具に、補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超えると、災害共済金、臨時費用共済金及び傷害費用共済金は共済約款に定める方法により分担して支払うこととなります。

9. 損害発生の通知

加入した農機具に損害が発生したときは、速やかに組合へ事故発生の通知をお願いします。

10. 損害防止の義務

加入者は、加入した農機具について通常の操作・管理・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止・軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについて留意願います。

11. 共済掛金の追加または返還

共済責任期間中に加入した農機具の用途及び構造を変更し、組合が必要と認めたとときは、共済掛金の過不足額について追加・返還することがあります。

12. 共済金が支払えない場合

共済期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがありますので留意願います。

- (1) 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害
- (3) 加入者以外の方が共済金を受け取る時は、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害。ただし、その方以外の方が受け取る額については除きます。
- (4) 運転者の故意・重大な過失・法令違反
- (5) 農作業以外の使用目的による損害
- (6) 加入した農機具が本来持っている欠陥・摩滅・腐食・さび・その他の自然消耗による損害
- (7) 故障・凍結・消耗部品にのみ生じた損害(消耗部品については別表を参照願います。)
- (8) 戦争・革命・内乱及び暴動等による損害
- (9) 核燃料物質の放射性・爆発性等による損害
- (10) 加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき
- (11) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき
- (12) 損害調査等に必要な書類を偽造・変造したとき
- (13) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき
- (14) 共済責任期間中の用途・構造等の変更により、掛金を追加して納めなければならなくなったときの、その追加掛金の支払いを加入者が怠ったとき
- (15) 加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき

13. 共済責任期間中の異動通知

共済責任期間中に加入申込みのときと異なるような事実が発生した場合には、速や

かに組合に連絡願います。加入者がこの通知を怠ったとき、共済金をお支払いできない場合や契約を解除・失効しなければならなくなる場合もありますので、特に留意願います。

なお、解除・失効に当たっては、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金を加入者に返還します。

- (1) 加入した農機具について補償内容を同じくする他の共済・保険に加入したとき
- (2) 加入した農機具を譲渡するとき
- (3) 加入した農機具を解体・廃棄するとき
- (4) 加入した農機具が共済事故以外の原因によって破損したとき
- (5) 加入した農機具の用途を変更したり大きく改造するとき
- (6) 加入した農機具の格納・設置場所を変更するとき
- (7) 加入した農機具についての危険が著しく増加したとき

14. 契約の消滅

共済責任期間中であっても、次のような場合には契約は消滅します。

- (1) 共済事故によって受けた損害割合が経年減価残存率以上になったとき
この場合、災害共済金のほか約款に定める算式に基づき、積立部分の減価共済金もあわせて支払います。
- (2) 契約が失効した後 1 年を経過しても掛金の納入がないとき

15. その他の重要事項

組合は、その保有する共済金支払い責任の全てを、広島県農業共済組合連合会と保険関係を締結して危険の分散を図っていますが、解散せざるをえなくなったとき農業災害補償法では契約を終了し、それまでの減価共済掛金に相当する金額等は加入者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減されることがあります。詳しくは組合にお問い合わせ下さい。